

**(仮称)紫波火葬場整備事業  
基本協定書(案)**

**平成19年5月**

**紫 波 町**

## (仮称)紫波火葬場整備事業基本協定書(案)

(仮称)紫波火葬場整備事業(以下「本事業」という。)に関して、紫波町(以下「甲」という。)と グループ(以下「乙」という。)の構成員である[ ]、[ ]及び[ ]は、次の条項により基本協定を締結する。

### (目的)

第1条 この基本協定は、本事業に関する公募型プロポーザル方式による事業者選定手続において乙が[優先交渉権者]として決定されたことを確認し、甲と乙の設立する本事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)との間で締結する、本事業の基本事項並びに(仮称)紫波火葬場(以下「火葬場」という。)の設計、建設、維持管理の各業務及びこれらに付随し関連する事項を定めた契約(以下「事業契約」という。)の締結並びにその後の本事業の実施に関して、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

### (甲及び乙の義務)

第2条 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。  
2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、紫波町火葬場PFI事業者審査委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

### (事業予定者の設立等)

第3条 乙は、この基本協定締結後、会社法(平成17年法律第86号)の株式会社として事業予定者を設立し、事業契約の仮契約締結の日までに、事業予定者に係る商業登記の登記事項証明書及び定款の写しを甲に提出しなければならない。  
2 乙は、前項により設立する株式会社の本店所在地を紫波町内におくこととする。  
3 第1項の事業予定者の設立に当たっては、乙の構成員のうち[ ]、[ ]及び[ ]は、必ず事業予定者に出資しなければならない。  
4 代表企業 の出資額の比率は、事業予定者の株主中で最大でなければならない。  
5 乙は、事業予定者の定款に、会社法第326条第2項及び第327条第3項に従い、会計監査人及び監査役の設置に関する規定をおかななければならない。  
6 乙は、事業契約の本契約が甲と事業予定者間で締結されるまでの間、事業予定者の取締役、監査役及び会計監査人が選任され、又は改選された場合、事業予定者をしてこれを甲に報告させるものとする。  
7 事業契約期間中において、乙の構成員は原則として出資比率を変更できないものとする。ただし、本事業の安定的遂行及びサービス基準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと甲が認める場合には、甲は出資比率の変更について協議に応じ

るものとする。

(株式の譲渡)

第4条 事業予定者の株式を譲渡し、これに担保権を設定し、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

(業務等の委託及び請負)

第5条 乙のうち次の各号に掲げる者は、次の各号に掲げる業務等の区分に応じ、事業予定者から、それぞれ当該業務の実施を受託し、又は請け負うものとする。

- (1) 火葬炉を除く火葬場の設計業務 [ ]
- (2) 火葬炉を除く火葬場の施工業務 [ ]
- (3) 火葬場の工事監理業務 [ ]
- (4) 火葬炉の設計、施工及び保守管理業務 [ ]
- (5) 火葬炉保守管理業務を除く火葬場の維持管理業務 [ ]

2 乙は、前項に従い業務等を受託し、又は請け負わせる者(以下この条において「受託者等」という。)と事業予定者との間において業務委託契約又は請負契約等をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、受託者等が当該業務を実施することを約した契約書等の書面の写しを甲に提出しなければならない。

3 受託者等は、受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(事業契約の締結等)

第6条 甲及び乙は、事業契約に係る仮契約を、この基本協定の締結日から平成 年 月 日を目途に甲と事業予定者の間で締結させるものとする。ただし、事業契約の締結がなされる前に本事業にかかるプロポーザル公募手続の募集要項に従い、乙を優先交渉権者とする決定が取り消されたときは、事業契約の仮契約又は本契約を締結しない。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

3 乙は、事業予定者の設立後、事業契約の仮契約の締結までに、この基本協定に添付する別紙の様式による出資者保証書を作成して甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙の構成員のいずれかのその責めに帰すべき事由により事業契約を締結しない場合には、乙に対し、事業契約の契約金額となるべき金額の100分の1に相当する違約金を乙に対して請求することができる。

5 前項の違約金は、乙の構成員が各自連帯して支払わなければならない。乙の構成員は、前項により甲の違約金請求を受けたときは、速やかにこれを支払わなければならない。

(準備行為等)

第7条 事業契約締結前であっても、乙は、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。  
2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者に速やかに引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 事由のいかんを問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条第4項に規定する違約金の請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、この基本協定の締結及び履行に関し相手方から秘密として提供を受けた情報について、あらかじめ相手の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が紫波情報公開条例(平成11年紫波町条例第21号)に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第10条 この基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、この基本協定に関する訴の管轄は、甲の所在地を管轄区域とする盛岡地方裁判所とする。

(基本協定の有効期間)

第11条 この基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から事業契約終了の日までとする。なお、この基本協定の有効期間の終了にかかわらず、前2条の規定の効力は存続するものとする。ただし、事業契約の本契約が締結される見込みがないときは、かかる見込みがなくなったと甲乙が認めたときに終了する。

この協定の締結を証するため、この基本協定書を 通作成し、甲及び乙の構成員が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1

紫波町

紫波町長

乙

代表企業

代表取締役

構成員

代表取締役

構成員

代表取締役

平成 年 月 日

紫波町長 様

### 出 資 者 保 証 書

紫波町(以下「町」という。)と[ S P C 名称](以下「事業者」という。)との間で締結予定の(仮称)紫波火葬場整備事業契約(以下「本事業契約」という。)に関して、[優先交渉権者]の構成員である 会社、 会社及び 会社(以下「当社ら」と総称します。)は、本日付けをもって、下記の事項を町に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本事業契約において定義された意味を有するものとします。

### 記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に、会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 本日時点における事業者の発行済株式の総数は、 株であり、そのうち 株は 会社が、 株は 会社が、 株は 会社がそれぞれ保有すること。
- 3 本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を町に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに町に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本事業契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。ただし、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、平成 年 月 日付けで町と当社らを含む グループの間で締結された基本協定書第3条第4項の規定に反する株式の譲渡、その他の処分は行わ

ない。

会社  
代表者

会社  
代表者

会社  
代表者